

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号） 新旧対照表

現 行	改正後（案）	備考
（指定の申請） 第2条 排水設備指定工事店の指定（以下「工事店の指定」という。）を受けようとする者は、<u>排水設備指定工事店／指定／指定更新／申請書（第1号様式）</u>を市長に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （1） 個人である場合においては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び次条第4号アに該当しないことを証する書類 （2） 法人である場合においては、当該法人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し及び代表者に係る前号に掲げる書類 （第3号から第5号まで省略）	（指定の申請） 第2条 排水設備指定工事店の指定（以下「工事店の指定」という。）を受けようとする者は、<u>神奈川県内の営業所の所在地、商号又は名称その他市長が必要と認める事項を記載した申請書</u>を市長に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （1） 個人である場合においては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（削除） （2） 法人である場合においては、当該法人の登記事項証明書（削除） （第3号から第5号まで省略）	様式を定める要綱の制定による様式の廃止 提出書類の見直し 同上
（指定の基準） 第3条 市長は、工事店の指定を受けようとする者が次のいずれにも適合していると認めるときは、工事店の指定をするものとする。 （第1号から第3号まで省略） （4） 次のいずれにも該当しない者であること。 （ア省略） イ 第9条第2項の規定により工事店の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 （ウ及びエ省略） オ 法人であって、その代表者その他の役員<u>のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があ</u>るもの	（指定の基準） 第3条 市長は、工事店の指定を受けようとする者が次のいずれにも適合していると認めるときは、工事店の指定をするものとする。 （第1号から第3号まで省略） （4） 次のいずれにも該当しない者であること。 （ア省略） イ 第9条第3項の規定により工事店の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 （ウ及びエ省略） オ 法人であって、その代表者がアからエまでのいずれかに該当する者<u>であるもの</u>	第9条項ずれによる修正 運用の見直し
（工事店証の交付等） 第4条 市長は、第2条第1項の申請書の提出があった場合において、工事店の指定をするときは排水設備指定工事店証（第2号様式。以下「工事店証」という。）を当該申請者に交付するものとし、工事店の指定をしないときはその理由を記載した書面によりその旨を当該申請者	（工事店証の交付等） 第4条 市長は、第2条第1項の申請書の提出があった場合において、工事店の指定をするときは排水設備指定工事店証（<u>（削除）</u>以下「工事店証」という。）を当該申請者に交付するものとし、工事店の指定をしないときはその理由を記載した書面によりその旨を当該申請者に通知	様式を定める要綱制定による様式の廃止

に通知するものとする。 (第2項省略) 3 排水設備指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、工事店証を市長に返還しなければならない。 (第1号省略) (2) <u>第9条の規定により工事店の指定を取り消され、又は工事店の指定の効力を停止されたとき。</u> 4 排水設備指定工事店は、工事店証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、直ちに、<u>排水設備指定工事店証再交付申請書(第3号様式)</u>を市長に<u>提出し</u>、その再交付を受けなければならない。	するものとする。 (第2項省略) 3 排水設備指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、工事店証を市長に返還しなければならない。 (第1号省略) (2) <u>第9条第1項又は第3項の規定により工事店の指定を取り消され、又は工事店の指定の効力を停止されたとき。</u> 4 排水設備指定工事店は、工事店証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、直ちに、<u>工事店証の再交付を市長に申請し</u>、その再交付を受けなければならない。	第9条改正に伴う修正 様式を定める要綱制定による様式の廃止
(届出) 第8条 排水設備指定工事店は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、<u>排水設備指定工事店異動届出書(第4号様式)</u>により、その旨を市長に届け出なければならない。 2 排水設備指定工事店は、その営業を廃止し、<u>又は休止したときは、速やかに、排水設備指定工事店／廃止／休止／届出書(第5号様式)により、その旨を市長に届け出なければならない。</u>	(届出) 第8条 排水設備指定工事店は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、<u>(削除)</u>、その旨を市長に届け出なければならない。 2 排水設備指定工事店は、その営業を廃止し、<u>休止し、又は休止した営業を再開したときは、速やかに(削除)</u>、その旨を市長に届け出なければならない。	同上 届出事項の追加 様式を定める要綱制定による様式の廃止
(指定の取消し等) 第9条 市長は、前条第1項第1号の規定に該当する旨の届出があったとき、又は同条第2項の届出があったときは、工事店の指定を取り消し、又は6箇月を超えない期間を定めて工事店の指定の効力を停止するものとする。 <u>(新設)</u> 2 (本文省略)	(指定の取消し等) 第9条 市長は、前条第1項第1号の規定に該当する旨の届出があったとき、又は同条第2項<u>の規定により営業を廃止し、又は休止する旨</u>の届出があったときは、工事店の指定を取り消し、又は6箇月を超えない期間を定めて工事店の指定の効力を停止するものとする。 2 <u>市長は、前項の規定により工事店の指定の効力を停止した場合において、前条第2項の規定により休止した営業を再開する旨の届出があったときは、その停止を解除するものとする。</u> 3 (本文省略)	届出事項の追加 届出事項の追加に伴う関係規定の追加 項ずれ

第1号様式から第5号様式まで	<u>(削除)</u>	様式を定める要綱 制定による様式の 廃止
----------------	-------------	----------------------------